

第7回 篠山再生計画推進委員会 会議録（要旨）

（記録：行政経営課）

■日時：平成25年11月25日（月） 14:00～17:00

■場所：篠山市役所本庁 本庁舎3階 301会議室

■出席者：篠山再生計画推進委員会委員（出席5名、欠席3名）

庁内担当職員（行政経営課）

関係職員（市民生活部、消防本部）

■傍聴者：1名（記者）

■会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 協議事項

（1）篠山再生計画（行財政改革編）進捗状況等の報告について

（2）篠山再生計画（行財政改革編）進捗状況等の審議及び意見集約について

4 その他

（1）篠山再生計画実行中の投資的事業について

① 消防・救急デジタル無線整備事業

② 今田地区デジタル防災行政無線整備事業

5 閉会

■決定事項等

・今回出された篠山再生計画進捗状況報告に対する委員の意見・提案について、取組項目ごとに一覧にまとめ、市長へ提出する。

■議事要旨

3 協議事項

（1）篠山再生計画（行財政改革編）進捗状況等の報告について

（事務局）篠山再生計画（行財政改革編）については、昨年度に引き続き、行財政改革の具体的方策全140項目を、着実に実行した。それらの取組項目について、平成24年度の取組実績と、新たに平成25年度以降の取組計画について、取組項目ごとに進捗状況の確認を行ったので報告する。平成24年度効果額は、計画効果額12億9,740万円に対し実績効果額15億1,068万円の差引2億1,328万円となった。効果額の内訳については次の通りである。

・定員・給与の見直し・・・10億0,913万0千円

・議員定数・報酬の見直し・・・2,861万4千円

・公の施設の見直し・・・1億1,827万7千円

・事務事業の見直し・・・2億7,992万6千円

・補助金・負担金の見直し・・・5,116万8千円

・自主財源の確保・・・2,356万7千円

以上、全140項目の取り組みとなっており、主な取り組み項目の進捗状況については次の通りである。

定員の適正化については、平成25年4月1日における職員数が450人となるよう適正化に取り組み、平成25年4月1日現在で実績446人と、目標より4人多く削減が進んだ。今後も、当面450人体制を維持するとともに、効率的な業務遂行のため職員の適正配置に努めたい。

チルドレンズミュージアムについては、平成24年1月から休館していたが、平成25年度からの開館に向け、管理運営の提案募集を行い、指定管理者の選定を進めた。再開にあたっては、空調及び厨房機器等の修繕や改修工事を行い、平成25年度から新たな指定管理者（株式会社Dreamaway）と連携しながら開館している。なお現在の指定管理料は1,200万円である。

西紀運動公園については、平成25年1月から休館していたが、平成25年度からの開館に向け、管理運営の提案募集を行い、指定管理者の選定を進めた。平成24年度の休館の間、教育委員会にて維持管理等を行ったことで必要経費の支出もあったが、全体としては計画効果額を下回った。平成25年度から新たな指定管理者（株式会社エヌ・エス・アイ）と連携しながら利用の促進等を進めている。なお現在の指定管理料は19,000千円である。

ごみ焼却処理方法の見直しとして、平成20年4月より灰溶融炉を休止し、一定の効果額となっているとともに、平成24年度は焼却業務委託料の減額により、効果額が上昇した。平成25年度以降も灰溶融炉の休止を継続していく。計画効果額が94,000千円に対し、実績効果額は102,400千円ということで、差引8,400千円程度効果額が上昇している。

汚水処理方法の見直しについて。あさぎり苑の施設の一部を乾燥施設に改築し、下水道で発生した汚泥を乾燥することによる、汚泥の減量化と有効利用を目的としたミックス事業の取り組みについては、平成24年4月より供用開始し、一定の効果額を得ることができたが、約一か月間、汚泥運搬車の故障修理に伴い汚泥乾燥を休止したことで250万円程度効果額を下回った。

市税の徴収率の向上については、市税合計としては、平成24年度の収入未済額が3億2,329万1千円。市税以外の主な未収金としては市営住宅使用料5,190万2千円、介護保険料1,460万、国民健康保険税3億3,600万、水道料金5,390万となっている。市税と国保税の一体的な収納事務の実施としてインターネット公売などを継続するとともに、平成24年7月からは「篠山市納税推進センター」を設置し、納期限経過後速やかに電話催告を実施できる体制とした。また、平成23年度から実施中の職員一斉徴収も継続している。その他、市営住宅家賃については弁護士委託、水道料金については強制閉栓を実施するなど、徴収率の改善に向けた取り組みを昨年度に引き続き行っている。結果、徴収率については、市税及び市営住宅家賃については現年において目標値を若干上回ったが、今後も継続的に徴収率向上に努めていきたい。

平成25年度以降の取組計画としては、具体的方策全140項目を引き続き実施していく。

取り組みによる計画効果額としては、平成25年度：15億1,546万円7千円。
平成26年度：14億5,998万円0千円。

篠山再生計画については計画策定から5年が経過しており、計画に掲げる全140項目について、目標を達成しているもの、計画をやや下回ったものもあるが、全体としては財政健全化に向けてほぼ計画どおり取り組みを行った。今後も引き続き行財政改革に取り組んでいく。

次に、財政収支見通しの見直しについて説明させていただく。

臨時財政対策債は平成25年度の確定に伴い、平成26年度から平成34年度まで前回より毎年度1.6億円の増を見込み、普通交付税については振替により同額を減で見込んだ。

人件費については、平成25年4月1日における職員数が446人と目標の450人より削減が進み、今後もほぼ横ばいで推移すると見込んでいる。

扶助費については、生活保護措置事業費や後期高齢者医療費の増額を見込んでいる。生活保護措置事業費については、平成24年度は前年度に比べ約14,000千円の増、後期高齢者医療費については、平成24年度は前年度に比べ約30,000千円の増となっている。

平成24年度決算の実質公債費比率については、前回の見通しより0.4ポイント指数が改善したが、依然として高い水準が続いている。平成25年度は8.8億円の繰上償還を行うとともに、実質公債費比率の更なる抑制と収支改善のため平成28年度においても5.5億円の繰上償還を行う。

見直しによる収支見通しについては、平成25年度9月補正後の財政調整基金残高は28.2億円となっているが、地方交付税等の落ち込みや扶助費・繰出金の増加による収支不足に対応するため取り崩し、基金残高が0円になるのは平成31年度になる見込み。前回は平成30年度に0円となる見込みであり、1年先送りとなった。

また取り崩し可能な基金残高は平成32年度では前回残高よりも3.2億増の34.2億円となった。主な内訳は地域振興基金が2.4億、公共施設整備基金が7億、義務教育施設整備基金が5億である。

収支バランスがとれるのは前回と同様、平成32年度となる見込みである

実質公債費比率については早期健全化団体となる25%を超えない目標を堅持し、平成24年度の繰上償還により、平成25年度では23.5%から22.7%に改善している。その後は、ゆるやかに下降する見込みである。

将来負担比率については、これまでと同様に平成20年度の308.5%をピークにゆるやかに下降する見込みとなっている。

(2) 篠山再生計画（行財政改革編）進捗状況等の審議及び意見集約について

(A委員) 事務局より平成24年度の進捗状況の説明をいただいた。事前にE委員より意見・質問を頂いているので、E委員より説明の後事務局より回答をしていただく。

(E委員) 現状に満足することなく、篠山市の将来人口の大幅減少に備えて、更なる行財政改革の推進をされたい。財政が健全である、と言えるような状態では無いのだから。国立社会保障人口問題研究所発行の資料によれば、篠山の将来人口推計は2020年（平成

32年)に39,999人、2035年(平成47年)には34,111人と現在より約1万人減ると予想されている。

(事務局) 第2次篠山総合計画が22年12月に策定されており、平成23～32年度までの計画である。その中で、国勢調査に基づいた平成32年度の将来人口の推計は40,000人の見込み、また政策的効果を加味した人口の推計は42,000人としている。来年度から後期の基本計画を見直すため、将来人口の推計も含めて議論されると思われる。現在のところ、篠山再生計画の将来人口は42,000人で想定しており、総合計画との整合性を図りながらやっていきたい。

(E委員) 篠山市合併時の人口6万人構想に基づく過大投資が、今日の厳しい市の財政状況を招いた。市の将来人口をしっかりと加味して財政の将来計画をたててほしい。2番目に、長期計画に表記されるのは元号であるが、西暦と併記すれば、途中で元号が変わった場合でも混乱しないと思うので検討いただきたい。

(事務局) 元号表記については、他市の状況も調査しながら検討したい。

(E委員) 他の委員会にも言えることであるが、再生計画が順調に推移しているならば、この委員会の役目も終わったと言うことで、統廃合も必要なのでは。

(事務局) 役目を終えた委員会、審議会は順次整理されているが、確認までは行っていない。この再生計画推進委員会は市長が力を入れているところであり、引き続きお世話になりたい。外部の専門的な見地から意見を頂きたいという面もあり委員会を立ち上げたところだが、5年が経過し今後の進捗状況の在り方もふくめて、検討・見直しを行っていききたい。

(E委員) 市役所の決算確定をもっと早く出来ないのか?一般企業では、3月末決算で6月末の株主総会に報告している。決算確定が遅ければ次年度の予算反映も遅れることになる。

(事務局) 出納整理期間があるため、5月31日をもって年度を締めることになる。その後、会計監査や議会の審査を経た後、当市においては11月上旬の決算認定となる。議会内部からも、次年度予算に反映させるという観点から、もう少しスケジュールを早める必要があるのではとの意見を頂いており、スピード化が必要と考えるところではあるものの、行政の内部システムがこのように構築されているところである。

決算については当市では、行政評価における各事務事業の評価結果を受けて、事業の見直しや当初予算に反映させる等のシステムがある。決算確定が遅くとも行政評価でカバーできれば、予算に反映することができるのではと考えている。

(C委員) E委員の意見はもっともである。決算は終わったこととし、次に向けて予算に関心を持つ傾向にあるが、決算の審査、決算の数字こそが予算を審議するためのスタートラインであるという意識を持って執行部も議会も望んでほしい。この場のような外部機関だけが決算を審議するだけではなく、議会も決算に関心を持ち、検証を行うべきで

あり、この場がその背中を押す役割になれば、決算重視の方向に舵を切ることが篠山のように先に進もうとしている自治体の姿であろうと考える。

(事務局) 議会の兼ね合いもあるのでご意見として受け止めさせて頂く。

(A委員) 以上を踏まえて引き続き、他の委員さんからもご質問いただきたい。

(D委員) 11月17日の新聞紙上で交付税の加算について載っていたが、収支見通しには加味されていないのか。収支見通しにどのように影響するのか知りたい。

(事務局) まず収支見通し上は見込んでいない。金額については少なくとも増えるのは確かであるが、どの程度増えるか、また算定方法についてもまだ分からない状況である。当市にとってはありがたい話であるが、制度改正が後になればなるほど当市にとって不利になるので、いち早く取り組んで頂くことを要望しているところである。

(A委員) 消費税の増税についても収支見通しには反映されていないのか。

(事務局) 消費税増税については今回の収支見通しには見込んでいない。収支見通しは9月前半から作成していたので消費税が上がることは把握していたが、10月の段階では反映させるべきではないと言う判断に至った。ただし消費税の増税により、歳出は1.2億円程度増える見込みである。歳入については、地方消費税交付金が増額する。消費税の区分が消費税4%と地方消費税1%に分類されるうち、1%の地方消費税が1.7%に上がるため、5,000万程度増える見込み。ただこれもまだ数字が確定していない。

様々な施設の利用料等の関係は、平成27年12月に10%への増税があるという見込みのもと、他市の状況も踏まえながら現在検討中である。ただ給食費については値上げを検討しているところ。

水道・下水料金については、他市では増税分について増額するところが多いものの、篠山市については、増税の額に見合う額だけ水道料金を下げ、市民としては以前と同額程度の負担となるような対応をすることとしている。このため水道料金における収入は全体で1,200万ほど減額になるが、収支見通しには大きな影響はないとの認識である。

(A委員) ほかにご意見は。

(C委員) 前年度からの進捗を受けて、投資的経費のことで質問する。毎年一般財源ベースで5億円の投資的経費を見込んでいるとのことであったが、公共施設が老朽化している現状において施設更新のための投資を計画的に行うことが、長期的に見れば財源の確保・節約に繋がる。現状、公共施設の更新、長寿命化計画はどのような進捗状況であるのか。

(A委員) 新聞紙面では、道路・下水道については長寿命計画にめどがたち、順次計画的に整備に入っていくということであったが、その他の施設についてはどうなのか。

(事務局) 現状では、市全体の公共施設についての長寿命化計画、マネジメントについてはできていると言えない。橋りょうや住宅、下水には個々の計画があるものの、全体計画をたて、どの年度に多額の投資が必要になるかを把握し、前倒しによる平準化を図るなどしてトータルコストを下げるべきであり、関係部署とも相談しているところ。

また毎年一般財源ベースで5億円としているが、毎年そのとおりに行かないのは当然である。収支見通し上、それ以上の額を出すことが難しいのが現状であるが、年度によって差をつけていくというのは以前からご意見を頂いていることであり、引き続き取組を行っていきたいと考えている。

財源については一般財源を出来るだけ落としながら、国庫金や県支出金、義務教育整備基金や公共施設整備基金を活用しながら進めていきたい。

(C委員) 全体計画が出来ていないことは、年度を通じた長期的な平準化を行う点では不十分である。

インフラや、市民の生命・財産に関わる様々な公共施設が、どの時点で老朽化するかを把握し、それに備えて手を打つということを、計画的に行わなければならない。全体的な計画を作るために、統括する組織が必要ではないか。

また、全体的な計画を作るためには情報収集が必須であるが、篠山市では固定資産台帳が未作成もしくは作成途上であるということで、現状の資産状況を把握せずして、中長期的な計画作りは難しく、出来るだけ早期に整備に着手することが望ましい。その着手のために統括的組織が必要となるので、この2点は同時進行で行うべきである。

(A委員) C委員から、統括する部署の設置、固定資産台帳の整備の2点について意見があった。

再生計画の策定過程から、施設の把握の必要性については、再三の指摘がされてきた。また5億円の投資的経費のあり方についても、多いか少ないかを考える前に、まず現状の把握と長期的な視点に立たなければ、計画そのものが妥当かどうか判断が付きにくい。今回の委員会でもこの件、意見を出させていただきたい。

(C委員) D委員の意見を受けてであるが、歳入となる交付税、また、歳入歳出に大きな影響を与える消費税について、指摘があったように、双方が今回の資料には盛り込まれていない。議会に提出するタイミング、情報が確定するタイミング等、理由は妥当なものである。

しかし、今回のように大きな話が確定的に出てきた場合、この委員会での対応の如何を決めておきたい。現時点で分かる範囲の情報で、意見を出すことも可能であり、数字が確定した段階で、委員会の方に報告いただければよい。外部の委員がどういう機能を果たすべきかに繋がる提案とさせていただく。

また、交付税が増額となる一方で、財政調整基金が底をつくと言う現実がある。たゆまぬ努力により1年先延ばしになったとはいえ、いずれ底を尽きると言うことは現実であり、それは貯金を持たずに日々の生活を送ることに他ならない。

多くの団体は平成28年度から算定替の縮小が始まるが、厳しい算定替の縮小を既に経験した篠山市は、今回の増額に甘んじて財政規律を緩めるのではなく、底をつくはずだった財政調整基金をしっかり維持していく必要がある。

- (E委員) 財政調整基金はある程度持つておかないと不測の事態に備えられない。想定外の歳入が入ってきた時には、何かに使うのではなく財政調整基金の積み立てにまわすべきである。一番良くないのは人件費を上げたりすることである。
- (C委員) 交付税は財政調整・財源保障の役割を持つ。財政調整基金が底をつくと分かっている以上、いかなる事態があっても財政規律を緩和してはならないが、それはあくまで地方財政制度の趣旨を超えるものではない。
- (E委員) 総合計画、実施計画の見直しに際して、この場で出た意見を、市の方針として盛り込み、また行政経営課もそれをもとに計画を立てることができるような、長期的かつ具体的な計画にしてほしい。
- (A委員) チルドレンズミュージアム、西紀運動公園については意見がないか。
- (D委員) チルドレンズミュージアムの指定管理料について、篠山市の厳しい状況から考えて、果たして妥当な額なのか。指定管理料のほかに、修繕費も必要で、25年度実績、26年度見込みともに同額程度の支出がある。市長の「経費のかからない運営」という言葉があったが、市民は現状で納得しているのか。説明が十分になされていない。
また西紀運動公園について、1年間の休館中、市で面倒を見た結果いくら経費がかかったのか。
- (事務局) 西紀運動公園については、平成24年度には指定管理料に1,350万、修繕費に770万程度かかっている。一旦休館となると、無駄が大きく、継続することが必要である。経費のかからない運営といえども、指定管理料は発生するため、それが妥当な金額であるかどうかの説明が必要である。しかしながら、金額で表せない効果もあり、新たな取り組みを試みながら、市民サービスへと繋げている。
- (A委員) 両施設とも休館期間があったが、復活することができた。重要課題である経費のかからない運営であるが、結果的には選定過程で一番安いところは選ばれなかった。質が落ちてしまうと金額に見合ったサービスにならないということで、妥当な金額かどうかということを基準に選定がなされたところである。
現在、チルドレンズミュージアムは地元の方も取り込んで、地域の活性化に役立っている様子である。委員会としてはこれらを見続けることが必要である。管理料と内容の充実の兼ね合いなど込み入ったことは、関与している者にしか分からないので、市は積極的な情報提供を。
- (E委員) 図書館についてであるが、三田市の図書館が指定管理になり、休館日が減ってサービス時間が増えると聞いた。また、佐賀県武雄市の例のようにTSUTAYAやカフェを誘致した例もある。少ない経費で最大の効果を上げるため、市民の利用する施設の場合は利用者の効率性について、検討課題にする必要がある。
- (事務局) E委員のおっしゃるとおり指定管理についてはその面も含めながら検討していくこととしている。このことは賛否両論ある中で、利用される市民の視点を最も重要視し

て取り組んでいく必要があることは認識しているところ。このことは常に話題にあがっている件であり、三田市の例など参考にしながら良い面を取り入れていきたい。

(A委員) 佐賀県武雄市の例は今のところ順調であると聞いている。図書館に関しては賛否両論あるが、他の施設も含めて効率性やサービスの向上等検討して頂きたい。

公共施設については、経費がかからない運営ということに加え、今後人口減に伴い収入が減るなか、それにあわせて施設やサービスの規模を決めていくと縮小傾向しかない。長期的にはサービスもままならなくなると危惧される中で、公共施設で稼ぐということも今後考えていかないといけない。画期的な取り組みであるだけに賛否両論あるが、今後検討して頂きたい。

(C委員) 前回委員会指摘事項(公の施設の見直し)に対する社会教育・文化財課からの回答について、平成25年4月から指定管理が開始した西紀運動公園のモニタリングを26年度から行う、とあるが、モニタリングの制度は25年度からの開始に向けて整備されており、25年度から実施し26年の3月にはモニタリングレポートを作成できるように対応すべきである。

(事務局) そのように対応したい。モニタリングレポートについては、四日市市の事例を参考に実施している。平成25年度から開始するとしているので、調整を図っていきたい。

(C委員) 債権管理条例は制定されたのか？

(事務局) 今年の12月議会で上程する予定である。

(C委員) 債権管理条例が制定されることについて、大きな進歩であるが、債権管理条例が出来たのであれば債権管理課といった、地方税債権だけでなく強制徴収公債権全てと、非強制徴収公債権全てと私債権等を出来るだけ多く集めていく方向の検討も必要である。

債権を保有している部署それぞれで努力しているのは理解できるが、やはり地方税を扱う収税課に債権回収のノウハウが集中するので、ノウハウが集中している職員を中心とした債権管理課を作るという事例が他市でも増えている。債権管理課と債権管理条例はセットである。債権管理条例において地方税の徴収で得られた情報を他の債権回収に転用できるように組織の整備を進めることで、過年度の債権回収についても高めていけるのではないかと意見する。

(A委員) 債権回収に関しては、給食費未納の問題、在住外国人への債権回収の問題等があるが、継続し取り組んでいただきたい。

では、平成24年度の決算を受けての再生計画の進捗状況について、これまで出た意見の集約をする。

- ・総合計画の見直しについて、長期的な視点を反映すること。
- ・当委員会のあり方の検討。
- ・決算時期を次年度予算に反映できるようなスケジュールの検討。
- ・投資的経費について、全体的に施設を統括する組織の設置と、固定資産台帳の整備。

- ・交付税の増額に伴って、財政調整基金が底を尽きないように配慮すること。
- ・当委員会に見直しを行った計画について、報告する措置の検討。
- ・指定管理施設（主にチルドレンズミュージアム、西紀運動公園）について、市民への情報提供を分かりやすく積極的に行うこと。
- ・指定管理施設のあり方と、モニタリング制度の早急な実行。
- ・債権管理条例について、担当課を一元化し効率的な管理をすること。

4 その他

(1) 篠山再生計画実行中の投資的事業について

(関係職員A) 現状について、消防・救急無線は、消防本部基地局と消防車両（消防団車両含む）や救急車両に装備された車載無線機及び消防隊員・救急隊員・消防団員等が携帯する携帯無線機とのおける指揮・連絡・伝達・情報収集などに使用する消防・救急活動に欠かすことのできないものである。現在はアナログ方式による150MHz帯を使用しており、篠山市では主な施設として、基地局2（本部、今田）、移動局75台（本部車載13台、携帯14台、消防団車載37台、携帯11台）を保有している。無線の種類は、全国共通で使用する「全国波」、県内で相互使用する「県波」、各消防本部内の消防業務及び救急業務に使用する「市町村波」があり、現在アナログ方式で活用している。

デジタル化以降への理由としては、消防救急分野に割り当てられている150MHz帯におけるアナログ方式の無線チャンネルの需要が平成8年ごろから急増し、150MHz帯の新たな電波割り当てが困難な状況となっていることから、郵政省から全国消防長会へデジタル化への移行について協力要請があった。

平成15年の総務省訓令「電波法関係審査基準」において、消防無線150MHz帯の使用は、平成28年5月31日までとされた。これは法的な根拠がなかったものの、その後平成20年に電波法が改正され、正式に使用期限は平成28年5月31日とされた。

当市としても、それに向け、年次計画で事業を進めてきており、平成24年度に基本設計、電波伝搬調査、今年度の実施設設計、26年度（基地局関係）及び27年度（移動局関係）に整備、28年4月から運用開始という計画としていた。

その財源については、当初、「防災対策事業債」の活用を検討していた。しかし、25年8月に消防庁から県を通じて、「平成25年度緊急防災減災事業債の積極的な活用について」の通知により緊急防災減災事業債が活用できることとなり、有利な起債であったことから25年度事業（12月補正）として対応することとした。議決を得たのち、平成26年2月に入札・契約を行い、平成26年度で整備、平成27年4月より運用開始したいと考えている。

事業費については消防団も含んだ整備費用が346,075千円となっており、財源構成として起債が346,000千円、一般財源が75千円である。加えて整備に伴う管理業務委託料として4,234千円となっている。

(A委員) 再生計画実行中の事業費1億円以上の事業について、以下の2点について当委員会で審議する。

- 1 事業の必要性、緊急性及び優先性が極めて高いこと
- 2 事業を実施しても、計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないこと
また、その他意見があれば、審議する。

(事務局) 財政収支見通しについて、上記の事業を組み入れて算定している。平成32年度で収支バランスがとれることに影響はないのであわせて報告する。

(A委員) 収支見通し上は問題ないとのことで、緊急防災減災事業債を活用し、事業を1年前倒して計画を実施するということである。何か意見は。

(E委員) 両方の条件に適合していると思われる。

(B委員) 移動局が14台増とのことであるが、何のことか。

(関係職員A) 本部から発信した情報が受信できなかつたり混線したりする場合の対応として、基地局を増設せずに、携帯する無線で対応しなければならないためである。

(A委員) 異議が出ないため、消防・救急デジタル無線整備事業については、本委員会として要領に基づいて審議した結果、選定基準に適合することを認めたと意見を付して市長に提出する。

続いて、今田地区デジタル防災行政無線整備事業について事務局から説明をお願いします。

(関係職員B) 実施背景について、今田地区の緊急時伝達手段となっている今田オフトーク通信がNTT側の都合により、平成27年2月にサービスが終了することになったため、今田地区の新しい伝達手段として地域住民と協議する中で篠山丹南地区防災行政無線の拡張整備により対応することとした。篠山丹南地区防災行政無線についてはアナログ方式であったが、今田についてはデジタル方式を採用することとしている。なお今田オフトーク通信は、現在今田地区で約4割程度の加入状況となっている。

事業内容については、本庁舎にある親局からの電波を今田保育園の敷地内に中継局を置き、さらに南と西に簡易中継局を新設することで今田全域に行き届ける。受信機の無償配布については、篠山丹南地区と同様に世帯数の割合に応じて配布している。例えば50世帯まででは3台、51世帯から100世帯であれば7台、101世帯から150世帯まででは10台というような形で各自治会に配布している。それに加え、自治会からの購入希望に応じて323台を配布しており、無償配布140台、民生児童委員用に10台、予備用に27台と合わせて合計500台を発注することとしている。

事業のスケジュールは、現在基本設計・実施設計をしており、平成26年度以降に工事を発注し、平成27年2月のオフトークサービスの終了に間に合うよう工事を終えたい。

次に、事業費は整備費用として111,966千円で、内容としては親局のデジタル化工事、中継局1か所、簡易中継局2か所、個別受信機500台。財源構成は消防・救急デジタル無線と同様に、充当率100%の緊急防災減災事業債が109,300千円、受信機購入希望の方への自己負担として雑入が2,584千円、そして一

般財源 8 2 千円ということで、合計 1 1 1, 9 6 6 千円となっている。

(事務局) 財政収支見通しについて、上記の事業費を組み入れて算定している。平成 3 2 年度で収支バランスがとれることに影響はないのであわせて報告する。

(E 委員) 受信機の配布数について、戸数割で無償配布されているのはわかるが、準自治会が 2 台ずつなのはどのような基準なのか。

(関係職員 C) 篠山丹南地区においても準自治会に 2 台配っているの、そちらに合わせている。新規に設置されたものを準自治会としており、戸数により準〜とするものではない。

(E 委員) 旧丹南町等では、村の中に有線放送があり、まず自治会長に連絡が来て、そこから全体に伝わる。

しかし、今田地区における受信機配布計画によると、購入希望者には少ない負担で購入できるようにしているが、希望者が全くない自治会と、ほぼ全戸が防災無線を持つ自治会もあり、情報の伝達に差が生じるのではないか。その点を、防災上の観点からどのようにお考えであるか。

(関係職員 C) 篠山丹南地区においても、有線を持つ自治会持たない自治会があるので同様の問題があるが、対策として、それぞれの自治会で連絡網を作るなどして連絡が行き届く体制を作るようお願いしている。

(E 委員) 連絡網など何らかの手段で無線を持っていない人に伝えるということか。

電波というものは直進性が高く、山が高いところに設置する方が電波状態は良い。今田保育園に中継局を置き 2 箇所の中継局でカバーするより、山の上に設け全域に電波を届ける方が、簡易中継局が不要で、コストの削減に繋がるのではないか。

(関係職員 C) 標高が高い所に中継局を設置すると、四国、中国地方まで電波が飛んでいくため、混線等の問題が生じ他地域に影響するため、通信局の指導により、中継局は低い所に設置することとなった。

(B 委員) 自治会に無償配布する分に関しては防災上必要なものであるのは理解するものの、購入希望者に配布する無線受信機への助成額が妥当であるのか。1 台 5 万円以上もするものを希望者のみに 8 千円で配布することについて。希望者が多ければ多いほど、市の負担増となるが。

(関係職員 B) 篠山丹南地区においても追加で購入を希望される場合は 8 千円で個別受信機をお渡ししている。

アナログとデジタルの機器に関してはそれぞれかかる費用に差はあるが、移行に関して地元を選択権がなかったため、今田地区についても同じ負担額での配布とさせて頂いている。

(A 委員) E 委員から意見があったように、希望者に配布ということで、全世帯にいきわたるところと全く購入希望がない自治会があるため、情報格差が生じるのではないか。有線等で連絡網を作って対応してもらおうと言う回答であったが、格差が出ることについて防災上問題はないのか。

(関係職員B) 無償配布分については世帯数や集落からの希望等により割り振りをさせて頂いているので、平等にいきわたっていると考えている。

防災行政無線への移行で地域の台数が少なくなるので、その点をカバーするために、自治会に購入希望者へ有償配布している旨をお知らせしている。

(A委員) オフトーク通信加入率は4割であったのに対し、無償配布で140台、希望者への配布も含めると500台ということであるが、その台数で問題ないのか。

また購入希望が0の自治会も多数あるように見受けられるが、個別に購入するような希望を募っているのか、もしくは自治会長に希望者を取りまとめてもらったのか。

(関係職員B) 購入希望については自治会長会にて周知と取りまとめをお願いした。個々への通知は行っていない。

(A委員) そうなると、オフトーク通信が終了すること自体が、末端まで伝わりきっているかどうか疑問である。

(関係職員B) オフトーク通信に替わる手段について、地域と十分に検討してきたので、平成27年でサービスが終了することは周知できているものと考えている。

(A委員) 今後防災行政無線に切り替わった場合、ご存知でなかった方が個別受信機の購入を希望された場合、個別に対応することは可能か。

(関係職員B) 希望者がある場合、自治会を通じて申し込んでいただくことが可能である。

(E委員) 市としては、自治会長会によって周知徹底した気になっているが、市民一人ひとりが知っているかは疑問。広報等で周知し、個別受信機を購入できる旨を、伝えるべきである。公平性が担保されていない。

(A委員) これから事業実施するという事で猶予期間があるので、出来ればそのように周知して頂きたい。また対応策として挙げられているものの、高齢化や人口の減少を考えると、有線での連絡網も難しいのでは。現在は携帯電話などの機器も発達しているので、そのあたりを利用した整備も検討していかなければ、情報が行き届かない現実に突き当たるのでは。

(関係職員B) 補完手段としては、メール等について登録を奨励している。

(D委員) 自治会長会で情報伝達をしても、自治会長の交代などの要因で情報が行き届いていない可能性は十分にあり、末端にまで伝わっているかしっかりと確認を取った方がよい。

(C委員) 確認であるが、平成27年2月にオフトークのサービスが終了することがこのたびの事業のきっかけになっているであろうが、終了の事実はいつわかったのか。

こうしたことは既に予算提案されていて収支見通しに盛り込まれているはずだったのでないか。

(関係職員C) サービスの終了が知らされたのは平成24年3月である。

平成24年度はオフトークに替わる緊急情報システムを、どのようなものにするか

協議を行っており、その意見がまとまったのが平成24年10月頃であった。平成25年度当初予算で調査委託を計上して、現在執行している。

(C委員) 緊急性を確認するに当たって、今回このように議題があがったのは、関連するすべての情報が出揃ってからであったと言えるし、また消防と同じで、新しく有利な起債が利用できることとなったこともあり、この2点を鑑みれば妥当なタイミングと言える。

税金を投入する以上、公平でなければならず特定の人の便益に資することになってはいけない。であれば、防災という非常に公共性の高い内容について、しっかりと広報・周知し、公平性を確保したうえで、今回のような有利な起債を利用することで市民の負担を最小限にしているのだ、というように順序だてた説明が必要である。

(A委員) ほかにご意見は。

何点かご意見を頂いているが、2点の審議項目（事業の必要性、緊急性及び優先性が極めて高いこと、及び事業を実施しても、計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないこと）については委員会としては問題ない。

附則の意見については、一点目に防災と言う観点で必要性、緊急性及び優先性が高いが、多額の支出を伴うわけで、まずは事業の実施内容について情報提供を行うこと。

二点目に、個別受信機が購入できることの情報提供を行うこと。

三点目に、無線が減少する対策として、電話等連絡網を整備していただくが、携帯などの新しい情報伝達手段を積極的に使いながら情報格差が生まれないように補完措置を取っていただくこと。この三点を意見附則としてつけることとする。

以上で、審議を終わります。

—以上—